

特 約 条 件

1. 下刈作業において、乙が切損した苗木の切損率が、条件3に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、甲は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。
3. 苗木の許容切損率はつぎのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計切損率とする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
切 損 率	3 %	3 %	2 %	1 %

（注）林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。